

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年3月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第10号

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年永平寺町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削る。

第15条第1項中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る」を削る。

別表第4中「ものであって、」の次に「6月以上の任期が定められている又は」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。